

支 部 長 各 位

名古屋税理士会
会 長 尾 崎 秀 明
(公印省略)

日税連「第7回税理士実態調査」にご協力のお願いについて

この度、日税連から、「第7回税理士実態調査」の実施の協力要請がありました。

実態調査は、税理士会員及び税理士法人会員の実態を把握し、今後の税理士制度の発展に資すること、税理士事務所及び税理士法人の経営の合理化・向上に資すること、日税連及び税理士会等における会務の円滑な運営のために資することを目的に実施するものであり、税理士業界にとって極めて重要な事業の一つとして位置付けられています。

つきましては、支部長におかれましては、実態調査の趣旨をご理解のうえ、支部会員への周知にご協力をお願いします。

なお、調査票は、4月1日ごろに日税連から直接、税理士会員及び税理士法人会員へ送付されることとなっているほか、同日以降、日税連ホームページの会員専用ページに回答用の特設サイトが開設されることとなります。特設サイトからご回答いただけますと、ご返送の手間がかからず集計費用を削減することもできますので、税理士の業務における ICT 化の推進の一環としても、ぜひ特設サイトの積極的な利用について勧奨をお願いします。

会 員 各 位

名古屋税理士会
会 長 尾 崎 秀 明
(公印省略)

日本税理士会連合会「第7回税理士実態調査」にご協力のお願いについて

平素は、本会会務運営にご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、日本税理士会連合会（以下、「日税連」という。）は、税理士会員及び税理士法人会員の実態を把握し、今後の税理士制度の発展に資すること、税理士事務所及び税理士法人の経営の合理化・向上に資すること、日税連及び税理士会等における会務の円滑な運営のために資することを目的として、「第7回税理士実態調査」を実施することとしています。

実態調査の結果は、税理士業界全体の共有財産として貴重な資料となり得るもので、多くの会員からご回答をいただきたく存じます。

つきましては、会員各位におかれましては、業務ご多忙の折恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただくとともに、回答期限である4月 30 日までのご回答につき、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本調査の調査票は、4月1日ごろに日税連から直接、税理士会員及び税理士法人会員へ送付されることとなっています。

また、同日以降、日税連ホームページの会員専用ページに開設される回答用の特設サイトからご回答いただくことも可能です。特設サイトからご回答いただきますと、ご返送の手間がかからず集計費用を削減することもできますので、税理士の業務における ICT 化の推進の一環としても、特設サイトの積極的なご利用をお願い申し上げます。詳しくは、調査票に同封の案内または日税連ホームページをご覧ください。

なお、本調査には、令和5年における業務に関する調査項目が含まれています。令和5年分確定申告に際し、その実績等をあらかじめ整理していただくと、ご回答が簡易になるものと存じますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

第 7 回税理士実態調査の実施のお知らせ（予告）

この実態調査は、10年毎に実施しているもので、税理士及び税理士法人の実態を把握し、税理士制度の発展に資すること等を目的に実施します。

調査の基準日・対象者

今回の調査は、令和 6 年 1 月 1 日を基準日とし、税理士会員及び税理士法人会員の全員を対象とします。
※税理士会員については、それぞれの登録区分に応じて調査内容が異なりますのでご注意ください。
※税理士法人会員については、主たる事務所にのみ調査票を送付します。

実施時期・回答期限

調査票は、4 月 1 日ごろに郵送します。また、回答期限は、4 月30日とします。

調査方法

- ① 日税連から調査票を送付します。
- ② 税理士会員は、所要事項を記入します。
- ③ 税理士法人会員は、主たる事務所の業績等と従たる事務所の業績等を合算して記入します。
- ④ 回答は、無記名とします。
- ⑤ 記入済の調査票を同封の返信用封筒に入れて、投函（料金受取人私郵便）願います。
- ⑥ ウェブからの回答も可能です。ウェブからご回答いただけますと、ご返送の手間がかからず集計費用も削減できますので、ぜひウェブ回答の積極的なご利用をお願いします。4 月 1 日以降、日税連ホームページに回答用の特設サイトを公開します。

調査票の取扱い

ご提出いただいた調査票の集計及び分析は、外部の専門業者に委託して行いますが、情報漏洩等プライバシーの保護には万全の注意を払います。

調査結果の公表

調査結果は、「税理士界」及び日税連ホームページの会員専用ページに掲載して公表します。

その他

4 月 1 日以降相当の期間が経過しても調査票が到着しない場合は、可能であれば日税連ホームページからウェブ回答いただき、紙の調査票が必要な方は、所属税理士会又は日税連にご請求ください。

【関連情報】

- ▶ 税理士実態調査報告書（会員専用ページ）



税理士実態調査

◆実施のお知らせ◆

この実態調査は、10年毎に実施しているもので、税理士及び税理士法人の実態を把握し、税理士制度の発展に資すること等を目的に実施します。

調査の基準日・対象者

今回の調査は、令和6年1月1日を基準日とし、税理士会員及び税理士法人会員の全員を対象とします。
※税理士会員については、それぞれの登録区分に応じて調査内容が異なりますのでご注意ください。
※税理士法人会員については、主たる事務所にのみ調査票を送付します。

実施時期・回答期限

調査票は、4月1日ごろに郵送します。また、回答期限は、4月30日とします。

調査方法

- ① 日税連から調査票を送付します。
- ② 税理士会員は、所要事項を記入します。
- ③ 税理士法人会員は、主たる事務所の業績等と従たる事務所の業績等を合算して記入します。
- ④ 回答は、無記名とします。
- ⑤ 記入済の調査票を同封の返信用封筒に入れて、投函（料金受取人払郵便）願います。
- ⑥ ウェブからの回答も可能です。ウェブからご回答いただくと、ご返送の手間がかからず集計費用も削減できますので、ぜひウェブ回答の積極的なご利用をお願いします。詳しくは調査票に同封の案内又は日税連ホームページをご覧ください。

調査票の取扱い

ご提出いただいた調査票の集計及び分析は、外部の専門業者に委託して行いますが、情報漏洩等プライバシーの保護には万全の注意を払います。

調査結果の公表

調査結果は、「税理士界」及び日税連ホームページの会員専用ページに掲載して公表します。

その他

4月1日以降相当の期間が経過しても調査票が到着しない場合は、可能であれば日税連ホームページからウェブ回答いただき、紙の調査票が必要な方は、所属税理士会又は日税連にご請求ください。

【調査項目】 ※登録区分ごとに調査項目数・内容は変わります。

I 税理士（税理士法人）に関する調査

- 1 所属税理士会
- 2 年齢層・性別
- 3 税理士となった資格
- 4 資格取得前の職業
- 5 他士業資格
- 6 業務従事年数／設立年数
- 7 事務所の開業形態・経営形態
- 8 事務所の外部に対する表示
- 9 税理士法人の設立形態・社員間の関係
- 10 税理士法人の業務形態
- 11 税理士法人の定款記載業務
- 12 会計法人への関与
- 13 税務・会計ソフトベンダー
- 14 生成AIの活用状況
- 15 税理士の業務における電磁的方法の利用
- 16 クラウドサービス利用状況
- 17 セキュリティ対策
- 18 セキュリティ被害
- 19 雇用状況
- 20 内部規律及び内部管理体制
- 21 テレワーク実施状況
- 22 業務広告
- 23 海外への進出

- 46 税理士事務所への税務調査
- 47 リモートでの税務相談
- 48 電子申告等への対応
- 49 電子納税
- 50 マイナポータルの活用
- 51 税務代理権限証書の提出状況
- 52 共同代理・復代理
- 53 税務調査
- 54 リモートでの税務調査
- 55 不服申立
- 56 租税訴訟
- 57 社会保険労務士業務

II 税理士（税理士法人）の業務に関する調査

- 34 所属税理士の直接受任件数
- 35 関与形態別件数
- 36 書面添付件数等
- 37 法人の規模別関与件数
- 38 報酬別関与件数
- 39 税理士業務に係る収入金額／法人収入金額
- 40 総所得金額
- 41 収入金額に係る内訳／法人収入内訳
- 42 給与収入金額／平均給与
- 43 報酬算定基準
- 44 業務処理簿
- 45 税理士事務所への実態確認調査

III その他の業務に関する調査

- 58 公共的・公益的役職
- 59 国税審判官
- 60 NPO法人に対する経理アドバイザー
- 61 地方公共団体の外部監査
- 62 会計
- 63 会計参与
- 64 政治資金監査
- 65 経営革新等支援機関
- 66 経営助言業務
- 67 成年後見
- 68 副業